

(資料)

税制・社会保障制度・雇用システムが男女共同参画社会の形成に与える影響  
モデルケース・ワーキングチームによる中間的作業報告

当専門調査会における検討を技術的に支援するため、ワーキングチームを設け、分析作業を行った。

これまで、1) 税制・社会保障制度等における「家族に対する政策的配慮」の国際比較、2) 就業形態の違いから生ずる女性の生涯可処分所得の推計、を行っている。

以下はその作業結果を中間的にとりまとめたものである。

1) 税制・社会保障制度等における「家族に対する政策的配慮」の国際比較

この比較においては、我が国を含む先進諸国の税制、社会保障制度等のタイプに関する先行研究等を探索し、共通認識といえる点を抽出するとともに、家計における税・社会保険料の負担率および社会保障給付の受給率(所得移転の帰着)について、最新のデータを用いて比較を行った。

先進諸国の税制、社会保障制度等のタイプ

我が国については、税・社会保障の負担も給付も最も薄いタイプであること、諸制度が男性稼得者を中心とする世帯単位であり、女性の就業をはじめ男女共同参画を促進するタイプではないことなどが、先行研究において共通して指摘されている。高負担で給付が厚い諸国の中には、社会保険が職域別に分立し階層性を持つ国(ドイツなど)と、幅広い国民が同等の条件で加入するといういみで普遍的な(ユニバーサル)制度を持つ諸国(北欧諸国)がある。そのうち後者では、雇用労働を始めとする市場での経済取引に依存することなく、個人が所得を確保し消費できる程度が高くなっている。我が国の場合は、社会保険が職域別に分立し階層性を持つ限りではドイツ等に近いが、負担・給付の薄さでは、アメリカ、オーストラリア等のアングロサクソン諸国に近く、生活保障が市場での経済取引ないし家族に依存する度合いが高い。

保育サービスや育児・介護休業など、家族的責任に係る社会サービスや制度も含めて比較すると、我が国は、共働き世帯であれ、専業主婦世帯であれ、家族的責任の遂行に対する公的支援が低いタイプに属する。

税制、社会保障制度等と男女共同参画の促進との関係としては、権利主体や拠出・給付の単位が世帯か個人か、雇用平等のための規制や遺族給

付のあり方、育児休業などの家族的責任への支援などに着目して、タイプが論じられている。我が国の諸制度は、男性が世帯の主たる稼得者であることを前提に、世帯を単位とする側面が強く、男女共同参画の促進との親和性が低いタイプに属する。

家計における税・社会保険料の負担率および社会保障給付の受給率（所得移転の帰着）

#### ア．比較内容

各国の税制、社会保障制度等における被扶養配偶者に対する制度的な配慮の度合いを把握することを目的として、世帯所得が労働者一人当たり平均賃金所得のそれぞれ 2/3、1/1、4/3、5/3 の場合について、片働き世帯、共働き世帯、単身世帯の負担率の比較を行った。

#### イ．対象国

対象とした国は、オーストラリア、ドイツ、スウェーデン、イギリス、アメリカ、そして我が国である。

#### ウ．結果

国	租税負担率
オーストラリア	共働き << 片働き = 単身
ドイツ	共働き > 片働き < 単身
日本	共働き 片働き < 単身 (低所得者層では、共働き > 片働き、 高所得者層では、共働き < 片働き)
スウェーデン	共働き < 片働き = 単身
イギリス	共働き << 片働き < 単身
アメリカ	共働き = 片働き < 単身

#### 2) 就業形態の違いから生ずる生涯可処分所得の推計

典型的な就業パターンをいくつかあげて、生涯に得る可処分所得を、女性、世帯合計、について推計して比較した。この可処分所得は、賃金総額や公的年金受給額も含むものである。

### 女性の生涯可処分所得

就業パターンは、「継続勤務」（学校卒業後、定年まで就業を継続）、「退職後再就職」（学校卒業後入職し、出産・子育てのため一旦退職し、その後、正社員として復帰して定年まで就業を継続）、「退職後パート」（学校卒業後入職し、出産・子育てのため一旦退職し、その後、パートタイマーとして年収が103万円を超えないよう就業調整）、「退職後専業主婦」（学校卒業後入職し、出産・子育てのため退職した後は専業主婦にとどまる）の4つを想定した。なお、「退職後再就職」は、再就職後の賃金上昇率を継続勤務した場合と同一と仮定した理論値であることに注意が必要である。

これによると、働く期間が長いほど、また、就業が中断されずキャリアが蓄積されるほど、賃金・年金を含めたネットの受給額は非常に大きくなる。また、退職後「専業主婦」に終始とどまった場合の賃金・年金を含めたネットの受給額はかなり小さくなる。

具体的には、「継続勤務」の場合は生涯可処分所得は2億1千百万円、「退職後再就職」は1億8千2百万円であるが、「退職後パート」の場合は8千2百万円とかなり減少し、「退職後専業主婦」の場合は、4千7百万円と更に減少する。継続勤務した場合は、専業主婦にとどまった場合の5倍弱の生涯可処分所得を得ることになる。この違いの大部分は、賃金総額の違いから生まれる。

なお、年金受給額を比較すると、受給開始から夫の死亡までは、「継続勤務」で3千8百万円、「退職後再就職」で3千5百万円となるが、「退職後パート」で2千8百万円、「退職後専業主婦」で2千7百万円と低下し、自ら保険料を納付したか否かの違いが1千万円程度の違いになって現れる。一方、夫の死亡後は、4つのパターンは殆ど違いがなくなり、「継続勤務」と「退職後パート」、「退職後専業主婦」の差額は、130万円ほどにしかない。

### 世帯の生涯可処分所得

夫婦で合算した世帯での生涯可処分所得は、「継続勤務」世帯で4億6千9百万円、「退職後再就職」世帯で4億4千万円であるのに対し、「退職後パート」世帯で3億4千百万円、「退職後専業主婦」世帯で3億1千万円となる。

「継続勤務」世帯と「退職後専業主婦」世帯の差額は、1億5千万円になる。

税制上の配偶者控除、配偶者特別控除が適用されなくなるのを避けるため、「退職後パート」世帯では就業調整が行われているが、これにより減少した税額は、生涯を通じて112万円程度である。